

指定医療機関の要件等について【概要】

新たな医療費助成制度では、指定難病にかかっている患者の方が、医療費（調剤医療費、一部の介護保険サービスを含む。）の助成を受けるには、都道府県知事から「指定医療機関」の指定を受けた医療機関で行う医療に限られます。

指定難病患者の方が、地域で医療を受けられることができるよう、指定医療機関の申請にご協力をお願いいたします。

区分	難病指定医療機関
要件	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 以下の医療機関等であること（法14条） <ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関 ・保険薬局 ・健康保険法に規定する指定訪問看護事業者 ・介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者（訪問看護事業者に限る。） ・介護保険法に規定する指定介護予防サービス事業者（介護予防訪問看護事業者に限る。） ◆ 法第14条第2項で定める欠格事項に該当していないこと。（申請書裏面参照） <ol style="list-style-type: none"> ① 申請者（役員も含む。以下同じ。）が、禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。 ② 申請者が、児童福祉法その他国民の保険医療に関する法律により罰金刑に処せられ、その執行を受けることがなくなった日を経過していない。等
責任	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定医療機関は、指定難病の患者の療養生活の質の向上を図るため、良質かつ適切な特定医療を行わなければならない。（法第16条） ◆ 指定医療機関の診療方針は健康保険の診療方針の例によるほか、指定医療機関は、難病医療費助成に関し、良質かつ適切な医療を行わなければならない。（法第17条） ◆ 指定医療機関は、難病医療費助成に係る医療の実施に関し、知事の指導を受けなければならない。（法第18条）
特定医療費の内容等	<p>【対象医療の範囲】 指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療</p> <p>【医療の給付の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ④ 居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護 ⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 <p>【介護給付の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 訪問看護（介護予防含む） ② 訪問リハビリテーション（介護予防含む） ③ 居宅療養管理指導（介護予防含む） ④ 介護療養施設サービス
申請	<p>別添「指定医療機関指定申請書」を沖縄県知事に申請。 ・添付書類「役員名簿」</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【提出先】 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2 沖縄県薬務疾病対策課 難病指定医療機関担当宛</p> </div> <p>※申請書様式は、薬務疾病対策課のホームページでダウンロードできます。</p>
指定の有効期限	<p>6年（更新制） 更新の手続きについては、健康保険法の保健医療機関又は保険薬局の指定の更新方法に準じて行います。</p>
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指定医療機関として指定された場合は、後日、指定通知を送付します。 ◆ 指定後、医療機関の名称、所在地を沖縄県ホームページ等で公示します。 ◆ 現行制度における特定疾患治療研究事業の委託契約を締結している医療機関等においても、新制度における「指定医療機関」の指定申請が必要です。 ※スモン等の医療費助成は、現行制度で行うため、委託契約は継続します。 ◆ 平成27年1月1日以降、指定されていない医療機関で受給者が受療した場合は、医療費助成の対象となりません。制度開始に間に合うために、11月までに申請して下さい。 ◆ 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称及び所在地その他申請書の記載事項について変更があったときは、変更手続きが必要です。